<カーライフプラン>商品概要説明書

2024年4月1日現在

		2024 年 4 月 日現任
1.	商品名	しんきんカーライフプラン
2.	ご利用いただける方	下記の条件を満たしている方。 ・満20歳以上で安定継続した収入がある方。 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、もしくは、当金庫の営業区域内に勤務されている方。 ※新卒で就職が内定している方は、当金庫が定める基準を満たしている場合、ご利用が可能です。
3.	資金使途	申込人または申込人の家族(配偶者・直系尊属・子・孫)が使用する自家用車、オートバイ、自転車にかかる次の資金。 ① 自家用車(新車・中古車)購入資金。 ② 車検・修理費用。 ③ 自動車パーツ・オプションの購入・取付費用。 ④ 自動車保険費用。 ⑤ 運転免許取得費用。 ⑥ 車庫設置費用。 ⑦ 電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧ 申込人が①から⑦を使途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換資金および借り換えに伴う繰上完済にかかる手数料。
4.	ご融資金額	・1,000万円以内。
5.	ご利用期間	・3カ月以上15年以内。
6.	ご融資利率	・固定金利 当金庫所定利率。・変動金利 当金庫所定利率。
7.	ご返済方法	・ 元金均等または元利金均等払。 (ご融資金額の 50%の範囲内でボーナス併用も選択できます。)
8.	保証人·担保	・ (一社)しんきん保証基金の保証となりますので不要です。
9.	保証料	・お利息には(一社)しんきん保証基金所定の保証料が含まれておりますので、保証料を別途お支払いいただく必要はありません。
10.	苦情処理措置• 紛争解決措置	 ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時~17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客

	様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
11. その他	ご融資金は原則として購入先(支払先)等へ振込していただきます。お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。現在のご融資利率/ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。